一　次のいずれにも該当する中小企業事業主であると都道府県労働局長（2）に規定する計画に(2)(ii)(ヘ)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。(2)において同じ。）が認定したもの

イ　次のいずれにも該当する中小企業事業主であると都道府県労働局長（(2)に規定する計画に(2)(ii)(ヘ)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。(2)において同じ。）が認定したもの

(1)　時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善に積極的に取り組むこととしていること。

(2)　労働時間等の設定の改善に係る(i)に掲げる実施体制の整備等のための措置及び(ii)に掲げる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。

(i)　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備、その中小企業事業主の雇用する労働者からの労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任並びにその中小企業事業主の雇用する労働者への当該計画の周知

(ii)　労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

(イ)　労働者の多様な事情及び業務の態様に応じた労働時間の設定

(ロ)　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項の規定により労働者に一週間について四十四時間、一日について八時間、一週間について四十時間、一日について八時間まで労働させることができる事業であつて、一週間の所定労働時間が四十時間を超えているものにおいて、一週間の所定労働時間を短縮して四十時間以下とする措置

(ハ)　終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置

(ニ)　子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置

(ホ)　在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置（(ヘ)に掲げる措置を除く。）

(ヘ)　情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅又はその中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所で勤務を行うものに限る。）を可能とする措置

(iii)　終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置

(iv)　子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置

(v)　在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置（(vi)に掲げる措置を除く。）

(vi)　情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅又はその中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所で勤務を行うものに限る。）を可能とする措置

二　前号ロに規定する計画に基づく措置を効果的に実施したと認められる中小企業事業主であること。

三　前二号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

ロ　労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識の改善（以下「職場意識改善」という。）に積極的に取り組むこととしていること。

ロ　職場意識改善に係る(1)に掲げる実施体制の整備のための措置、(2)に掲げる職場意識改善のための措置及び(3)に掲げる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。

(1)　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備並びにその中小企業事業主の雇用する労働者からの労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

(2)　その中小企業事業主の雇用する労働者への当該計画の周知及び職場意識改善のための研修の実施

(3)　労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

(i)　労働者の多様な事情及び業務の態様に応じた労働時間の設定

(ii)　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項の規定により労働者に一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる事業であつて、一週間の所定労働時間が四十時間を超えているものにおいて、一週間の所定労働時間を短縮して四十時間以下とする措置

(ハ)　終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置

(ニ)　子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置

(ホ)　在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置（(ヘ)に掲げる措置を除く。）

(ヘ)　情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅又はその中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所で勤務を行うものに限る。）を可能とする措置

(iii)　終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置

(iv)　子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置

(v)　在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置（(vi)に掲げる措置を除く。）

(vi)　情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅又はその中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所で勤務を行うものに限る。）を可能とする措置

ロ　イ(2)に規定する計画に基づく措置を効果的に実施したと認められる中小企業事業主

ハ　イ及びロに規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主

二　次のいずれにも該当する事業主団体等であると都道府県労働局長が認定したもの

イ　当該事業主団体等の構成員である中小企業事業主（以下この号において「構成事業主」という。）の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善その他の生産性の向上が図られるよう、構成事業主に対する相談、指導その他の援助の措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているもの